

○運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則

昭和40年9月28日

公安委員会規則第22号

改正 昭和43年 7月 1日公安委員会規則第 9号
昭和45年 8月18日公安委員会規則第15号
昭和47年 4月27日公安委員会規則第10号
昭和51年 9月22日公安委員会規則第 9号
昭和58年 2月18日公安委員会規則第 3号
昭和58年12月28日公安委員会規則第10号
昭和60年 9月30日公安委員会規則第10号
平成 2年 4月18日公安委員会規則第 4号
平成10年 9月30日公安委員会規則第11号
平成20年 9月26日公安委員会規則第23号
平成27年5月22日公安委員会規則第15号
平成29年3月10日公安委員会規則第7号
令和元年5月28日公安委員会規則第1号
令和3年3月30日公安委員会規則第16号
令和7年5月23日公安委員会規則第26号

運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則をここに公布する。

運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。)の規定に基づいて、運転免許の保留若しくは効力の停止又は自動車等の運転禁止(以下「免許の保留等」という。)の処分を受けた者に対して行う講習(以下「講習」という。)の実施及び免許の保留等の期間(以下「処分期間」という。)の短縮について必要な事項を定めるものとする。

(講習の指定)

第2条 交通部免許管理課長(以下「免許管理課長」という。)又は警察署長は、自動車等運転免許の効力の停止等に関する取扱規程(平成10年鹿児島県公安委員会規程第1号)第9条の規定により免許の保留等の処分を行ったときはこの規則の定めるところに基づき、被処分者の申出により講習の指定を行うものとする。

2 前項の申出は、講習申出書(別記様式)により行うものとする。

(講習の区分等)

第3条 講習の区分、講習期間及び講習時間は、次表のとおりとする。

期別	処分期間	講習期間	時間別
短期講習	40日未満	1日間	6時間
中期講習	40日以上90日未満	2日間	10時間
長期講習	90日以上	2日間	12時間

2 講習は、次に掲げる受講者の危険性の態様等により、特別学級及び一般学級に分けて行うものとする。

(1) 特別学級は、過去1年以内に処分者講習を受けたことのある者、主として二輪車を運転する者、酒気帯びの違反行為をした者、主として速度超過の違反行為をした者、その他当該特別学級設置の趣旨に該当する者

(2) 一般学級は、前号に掲げる者以外の者

(学級編成)

第4条 短期講習、中期講習及び長期講習のいずれも、1学級の編成は、原則として9人編成とし、運転適性指導については、1グループ3人以内とする。

(講習指導員)

第4条の2 講習における指導に従事する者(以下「停止処分者講習指導員」という。)は、次の要件を備えた者とする。

(1) 25歳以上の者であること。

(2) 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許(仮免許を除く。)を現に受けている者であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 運転適性指導(法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。以下同じ。)について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者

- イ 法第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
- ウ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪(イに規定する罪を除く。)を犯し拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
- (4) 次のいずれにも該当する者であること。
- ア 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。
- (ア) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
- (イ) 鹿児島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が運転適性指導に関する業務に関し、(ア)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者
- イ 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。
- (ア) 普通自動車に係る教習指導員資格者証及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
- (イ) 普通自動車に係る届出教習所指導員課程及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
- (ウ) 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者
- (5) 次のいずれかに該当する者であること。
- ア 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者
- イ 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習(自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修)を終了した者
- (講習の委託)

第5条 法第108条の2第3項の規定に基づき講習を委託する場合は、次に掲げる要件を満たす法人その他の者に委託して行うものとする。

- (1) 前条に規定する停止処分者講習指導員が講習の業務を行うために必要な数以上置かれていること。
- (2) 講習を行うために必要な建物、コース、講習車両、運転適性検査器材その他の設備を調達できること。
- (3) 講習を確実に行うために必要な経理的基礎を有すること。
- 2 講習の委託を行うに当たっては、次に掲げる条件その他の条件を付して行うものとする。
- (1) 法、施行規則、運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号)及びこの規則に従って実施すること。
- (2) 講習の実施に関しては、公安委員会の指導監督に従うこと。

(指導監督)

第6条 公安委員会は、講習の内容及び方法の確認に努め、講習が適正に行われるように講習の委託を受けた者(以下「受託者」という。)を指導しなければならない。

2 公安委員会は、必要があると認めるときは、受託者に対して必要な報告及び資料の提出を求め、又は講習の状況を調査することができる。

(講習の委託の解除)

第7条 講習が法令又はこの規則に違反して行われた場合は、直ちに講習の委託を解除することができる。

(講習の実施方法)

第8条 講習は、施行規則第38条第3項各号の規定に基づいて行うものとする。

(講習の内容)

第9条 講習は、努めて实际的、具体的な事項を内容として行い、受講者が講習課程を通じて、交通事故を防止するために必要な運転技能、法令知識、構造取扱いその他自動車等の安全な運転に関し、必要な事項を实际的、総合的に理解し、かつ、実践的に体得することに重点をおいて行わなければならない。

(講習方法)

第10条 講習は、停止処分者講習指導員と受講者が共に問題を考え、相互に意見を交換し合うことによつて理解をいつそう確かなものとし、実験を通じて安全運転を体得できるようにするため、講義、発表、個別的指導及び実技による教育方法を多角的に用いて行うように努めなければならない。

(講習指導員の心構え)

第11条 停止処分者講習指導員及び受託者の委嘱を受けた者は、次の各号に掲げる事項に留意し、講習を効果的に行うことに努めなければならない。

- (1) 受講者を違反者扱いにしたり、又は威圧的な態度で処遇しないこと。
- (2) 受講者を啓発し、教育することを信条とし、熱意をもつて講習に従事すること。

(3) 常に講習科目に関する研究に努め、講習内容の充実に努めること。

(考査)

第12条 講習内容の修得状況及び講習効果を確認するため、講習の実施期間の全部を終了した時に考査を行うものとする。

(考査科目)

第13条 考査は、運転技能、法令知識、構造取扱いその他自動車等の安全な運転に関し必要な事項について筆記式により行うものとする。

(考査の方法)

第14条 考査は、講習全般の内容から、一肢の正誤式問題38問及び三肢の正誤式問題2問の計40問を出題し、筆記方式により20分間で解答させる方法で行うものとする。

(配点方法)

第15条 一肢の正誤式問題は1問1点、三肢の正誤式問題は1問2点とする。

なお、三肢の正誤式問題については、三肢に対する解答が全て正解である場合に2点配点することとし、それ以外の場合には配点しないものとする。

(短縮の要件)

第16条 次の各号に掲げる者については、処分期間の短縮は行わないものとする。

(1) この規則に定める講習の全課程を終了しない者

(2) 考査の成績が50パーセント未満の者

(再講習)

第17条 講習指定日に受講できなかった者又は前条第1号の規定により処分期間を短縮されなかった者は、再講習の申出をすることができる。この場合における処分期間の短縮については、前条第2号の規定を準用する。

2. すでに手数料を徴収した者に対する前項の再講習については、手数料はこれを徴収しないものとする。

(再考査)

第18条 第16条第2号の規定により処分期間の短縮をされなかった者は、再考査の申出をすることができる。再考査の結果による処分期間の短縮は、次の各号に定めるところによりこれを行う。

(1) 再考査の成績が第16条第2号に規定する得点以上の成績である場合は、全て次条に定める考査成績の「可」の成績として短縮するものとする。

(2) 再考査の成績が更に第16条第2号に規定する成績であつた場合は、再講習を受けることができる。

(3) 前号に定める再講習を受けた者は、考査をすることなく、処分期間を次条に定める考査成績の「可」の成績の2分の1の期間を短縮することができる。この場合において、短縮日数に5日未満の端数があるときは、5日とし、6日以上10日未満の端数があるときは、10日として短縮するものとする。

(情状による短縮日数の変更)

第19条 講習中に受講態度が悪いため停止処分者講習指導員から2回以上の注意を受けた者は、その考査成績が「優」の者は「良」とし、「良」の者は「可」とし、「可」の者は「可」の成績の2分の1としてそれぞれ短縮期間を減ずるものとする。この場合において、「可」の成績の2分の1を減ずる場合の算定は、第18条第3号の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和40年9月1日から適用する。

附 則(昭和43年7月1日公安委員会規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年8月18日公安委員会規則第15号)

この規則は、昭和45年8月20日から施行する。

附 則(昭和47年4月27日公安委員会規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則(昭和51年9月22日公安委員会規則第9号)

この規則は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則(昭和58年2月18日公安委員会規則第3号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年12月28日公安委員会規則第10号)

この規則は、昭和59年1月1日から施行する。

附 則(昭和60年9月30日公安委員会規則第10号)

この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則(平成2年4月18日公安委員会規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年9月30日公安委員会規則第11号)

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成20年9月26日公安委員会規則第23号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成27年5月22日公安委員会規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月10日公安委員会規則第7号)

この規則は、平成29年3月12日から施行する。

附 則(令和元年5月28日公安委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月30日公安委員会規則第16号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和7年5月23日公安委員会規則第26号)

この規則は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第1条中運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則第4条の2第3号イの改正規定及び第2条中高齢者講習の実施に関する規則第3条の2第3号イの改正規定は、公布の日から施行する。

別記様式(第2条関係)

別記様式(第2条関係)

受託者	受講年月日	年 月 日			受託者印	情状による短縮	
	考査成績	開 講	終 了	加 減		加	減
						日	日
		点	点	点		短縮日数	責任者印
	期 別	年 月 日から(日間)					
講 習 申 出 書 鹿児島県公安委員会 殿 年 月 日 道路交通法第108条の2第1項第3号の規定により講習を受けたいので申し出ます。							
住 所					連絡先の 電話番号	自 宅() —	
						勤務先() —	
氏 名			生年月日	年 月 日			

講 習 手 数 料			署執行の分は ここに本人の 写真を貼って ください。
	(鹿児島県収入証紙をこの欄に貼ってください。)		